

第195回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 認知症リスク判定にかかる AI を活用した MRI 画像の分析委託について</p> <p>(2) 鶴見区外国人数基礎調査に係る業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 重度障害者医療費償還計算事務の委託について</p> <p>(4) 横浜市介護サービス自己負担助成金等支給事務の委託について</p> <p>(5) 建築計画概要書等 Web 閲覧システムの構築及び運用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【健康増進事業に関する事務 全項目評価書】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 受付番号通知サービス</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜市中央卸売市場本場水産物部買出人駐車場車両入場証発行事務</p> <p>イ 横浜市中小企業融資制度事業</p> <p>ウ 「ワクチンplusキャンペーン」サイト運營業務委託</p> <p>エ 道路審議票等に係る建築基礎情報共有システム搭載業務委託</p> <p>(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 道路審議票等に係る建築基礎情報共有システム搭載業務委託</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 口座振替勧奨事業</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (5 件)</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (1 件)</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (2 件)</p> <p>(8) 令和 3 年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「令和 3 年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告 (令和 3 年 10 月 23 日～令和 3 年 11 月 19 日)</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和 3 年 11 月 24 日 (水) 午後 2 時～午後 4 時 40 分</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎 18 階 共用会議室 みなと 6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員 (委員は全員 WEB 会議により参加)</p>

欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)から(6)までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第195回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、9名の委員全員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第194回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】認知症リスク判定にかかるAIを活用したMRI画像の分析委託について</p> <p>(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に案件1「認知症リスク判定にかかるAIを活用したMRI画像の分析委託について」の御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) <所管課及び審議事項について説明></p> <p>(所管課) <資料に基づき説明></p> <p>(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>(加島委員) 3ページ「2 事務全体の概要」の一番下の記載「Brain Life Imagingの概要」で、MRI画像からAIで脳の海馬領域を測定するそうですが、検査希望者のMRIデータは毎回、AIが学習するのでしょうか。</p> <p>(所管課) 事業者が開発したAIを活用したプログラムに、撮影した画像を毎回</p>

送ることにより、今まで測定できなかった海馬の体積を測定します。データを学習するというよりは、解析のためにAIのプログラムを使います。

(加島委員) 通常、患者本人は、病院で自身のデータを利用されたくないときに、通知によるオプトアウトで申し出てもらうと思いますが、AIがそのデータをどんどん学習するのであれば、オプトアウトが必要ではないでしょうか。

(所管課) 毎回、データを蓄積していて、次の年にも検査を受けた人については報告書に経過を示すこととしていますが、受託業者からはデータを使ってAIが学習するとは聞いていません。

(土井委員) 3ページ「2 事務全体の概要」の「具体的手順」で、「検査当日に希望者に説明したうえで同意を取得」とありますが、検査に行っていきなり説明されると驚いてしまうかもしれません。システム利用に係る同意は当日に取得する流れでいいと思いますが、事前に資料を渡して説明するのは難しいのでしょうか。

(所管課) 説明書などはほかの書類とともに事前に郵送し、当日、改めて説明して同意を取る流れを考えています。

(土井委員) 事前に郵送された書類を読んで同意する心づもりをしてもらい、更に当日説明して最終的に同意を得るということであれば、急に言われて驚くことはなさそうですね。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 4ページ「事務の委託」の内容・対象者(1)の下から3行目で、「市民病院がヘッダー情報からIDや性別、生年月日だけを取得して受託者に送信する」とありますが、5ページ「4 個人情報の管理体制」の「電子計算機の結合」の「結合についての個人情報保護措置」の一番下の段「クラウドデータセンター」では、「受託者は個人情報の一部をヘッダー情報から取得し」とあります。後者は間違いでしょうか。

(所管課) はい。当院がヘッダー情報から個人情報を取得して確認したうえで委託先に送信します。委託先の仕組みに当院がデータを載せるため、受託者が自ら個人情報を収集するわけではないので、5ページの記載は誤りです。資料を訂正いたします。

(中村会長) 患者氏名については、受託者では取り扱わないので、個人は特定できませんか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 9ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(6) 電算処理を行う場合の個人情報保護対策」で、委託先は基本的にシステムのメンテナンスや緊急対応以外にはサーバーにアクセスしないと思いますが、仮にアクセスしたときのアクセスログの保存や、ID、パスワードでの制限はしているのですか。

(所管課) 基本的にはアクセスしない聞いていますが、緊急の場合はID、パスワードによるアクセス制限やアクセスログの保存は間違いなく行います。こちら誤解のないよう資料を修正いたします。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】 鶴見区外国人数基礎調査に係る業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件2「鶴見区外国人数基礎調査に係る業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 国籍は収集しますが、思想・信条・宗教に関することは収集しないのですね。

(所管課) 思想・信条・宗教については収集しない予定です。

(板垣委員) 17ページ「個人情報ファイル簿兼届出書」の「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」で、「含まない」にチェックされていますが、確認のうえですね。

(所管課) そのとおりです。

(三品委員) 取り扱う個人情報の内容の項目に出てくる「実質市民日」とは何ですか。

(所管課) 市外から横浜市に転入してきた日です。

(三品委員) 外国からいきなり鶴見区に来た場合には、その日付が書かれるのですか。

(所管課) 鶴見区というより、横浜市に転入してきたタイミングです。外国から来た場合は横浜市に入った日です。

(鈴木委員) 11ページの一番下「3 審議に係る事務」の「電子計算機処理の開始」の「必要性・効果」で、分析結果については本市ホームページ等で公表するとありますが、公表する目的はあるのですか。

(所管課) 今回の調査結果の情報をある程度の範囲で公開することにより、他機関にも活用してもらえるのではと考えています。公開情報については、個人が特定されないように十分配慮して取り扱いたいと考えています。

(鈴木委員) 公表することでヘイトスピーチなどのターゲットにならないように配慮してください。

(所管課) 承知いたしました。

(大谷委員) 同じページの同じ記載欄で、分析結果についてグラフ化するほかに、地域ごとの区民の傾向を、GISを使って表示させるとあります。GISの座標の個々の点が個人を特定しないとしても、外国籍区民がそこに存在していることが表示されるので、不平等な差別の対象になる恐れがあり、公表に適した情報とは思えません。どのように公表するのか、現在の計画を教えてください。

(所管課) 地図上にプロットして視覚化してしまうと、ヘイトスピーチなどの関係もあり、日本人との区別も見えてしまいます。どこに誰が住んでいるかは今のところ出さない予定ですが、外国人が集住しているところに行政などの必要な情報がより届けられるように作っていかうとしています。地図上の情報は外

にはあまり大きく出さないようにしていこうと考えています。

(大谷委員) 個人が特定できない形でも、外国人がどこの地域に住んでいるかは表示すべきでないと思います。施策の検討に使うのはいいですが、統計化せずに公表されることがないようにしてください。公表する場合でも、外国籍の人がいる場所については示し方に注意してください。

(事務局) GISを用いたプロットには、ピンポイントで落とすものから、町名単位で示すものまであります。町名単位であれば問題ないでしょうか。

(大谷委員) 特に鶴見区の場合は、町名単位なら大丈夫な場所が多いかと思いますが、1人、2人の場合には、存在が分かってしまうことが懸念されます。匿名性を確保するための統計的な手法が確立されているので、そのような処理をしてもらえればと思います。実際に外国籍区民が存在していても0人として扱うなどの工夫もあるので研究してもらえればと思います。

(板垣委員) この地域は50人以下、この地域は100人以下というように色分けするということですね。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) それなら特定されないでしょう。大体、100人以下くらいだと思いますので、1,000人以上いるところは赤にして、少ないところはピンクにするという程度ならいいと思います。あまり少ないと確かに個人が特定されるので、その辺を注意してもらえればと思います。

(所管課) 分かりました。

(中村会長) ほかになにかございますか。特にないようであれば、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】 重度障害者医療費償還計算事務の委託について

(中村会長) 次に、案件3「重度障害者医療費償還計算事務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 24ページ「審議会資料【別紙2】今回のシステム改修の内容」の上の図は現行の仕組みで、過去にこの審議会で承認をもらっていると思いますが、なぜ今回改めて承認するのですか。

(所管課) 受託者のホストコンピューターで操作していたシステムがAWSのクラウド上に構築されることになったので、今回改めて審議が必要になりました。

(事務局) 委託業務の内容が大きく変わる場合には再審議が必要で、今回は受託者の個人情報の保護措置が変わります。データの保管場所について、今までは事業者がホストコンピューターで管理していましたが、今後はインターネット上のAWSに変わるため、再度確認が必要になります。

(板垣委員) ホストコンピューターで個人情報を含むデータを保管するのと、インターネット上のAWSで保管することの違いがよく分かりませんが、AWSはどこにあるのですか。

(所管課) 物理的なサーバの場所は国内で、東京と大阪のどちらにあるかまでは確認していませんが、東京か大阪のどちらかにあります。

(板垣委員) Amazonのコンピューターが全国にたくさん置いてある中で、日本のどこかにあるということですか。

(所管課) そのとおりです。

(事務局) 委託の内容が大きく変更になる場合は再審議が必要ですが、今回の案件がそこまで大きな変更には当たらないということでしたら、今回御意見をもらい、今後の審議の効率化を図れるのではと思います。

(板垣委員) この手のサーバをクラウドに移すことについて再審議を行うことは今までもありましたか。

(事務局) クラウドの利用が比較的最近なので、このパターンでの再審議は例がありません。

(板垣委員) 今後こういう案件も増えてくるかもしれませんね。

(事務局) クラウド化はかなり大きな傾向としてあります。このようなケースは増えてくると思います。

(板垣委員) ホストコンピューターで保管しているということと、Amazonのような非常に大きな日本のどこかにあるクラウドで情報を保管することはあまり違いがないような気がします。いずれ検討しなければいけないのではと思います。

(中村会長) クラウドにも色々あり、信用できるところならいいかもしれませんが、そうではないところもあるかと思えます。受託者から更に第三者に移すような面もありますので、信用できるのであれば類型化して、審議に諮る必要はないと整理することもあり得るかと思えますが、どうでしょうか。

(大谷委員) 審議を簡略化するのであれば、簡略化できる要件を幾つか決めておいて、その要件で安全に業務処理ができて、今までと同等の安全性が確保できるのであれば、審議を省略することも可能ではないでしょうか。

クラウドサービスそのものの性質もさることながら、今回の委託先の事業者とAWSとの契約はどのような形になっているのでしょうか。24ページの図は正確ではないように思えます。実際は、ホストコンピューターに接続するデータベースに保存されていたものをクラウド上に構築したSaaSか何かで処理するために、データそのものをクラウド上に持ち込むという説明だと思います。SaaSの構築を誰がやっていて、どの程度安全性が確保されているのかも確認が必要になると思います。そのような条件を一定程度クリアできている場合には簡略化できると思いますので、AWS上で大きく安全性が損なわれていないのであれば、再審議のポイントをより明確化したり、審議を省略できるのではと思います。

(中村会長) 事務局でも、今後同様の案件が来るかもしれないので、引き続き検討してください。

(事務局) 事務局でも検討します。

(大谷委員) 委託先の事業者とAWSとの契約で、AWSは中のデータを直接取り

扱わない形になっているのでしょうか。AWSの運営者は再委託にはなっていないですね。

(所管課) 20ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の「内容・対象者」の上から三つ目に個人情報保護措置を記載しました。一番上に「クラウドサーバは、IPアドレスによるアクセス制限～個人情報を取り扱うことができません」とあります。ここで言う「クラウドサービス提供事業者」はAWSを指していて、AWSでは個人情報を取り扱うことができないことになっていると確認しております。

(大谷委員) ありがとうございます。恐らくこの文章にまとめられていると思いますが、今後、似たような案件があったら、文章は分けて書くことを勧めます。クラウドサービス事業者が個人情報を取り扱うことができないことが一つと、もう一つは、クラウドサーバが第三者からアクセスできないための鍵管理やIPアドレスによるアクセス制御がきちんと講じられていることです。分けて書かれた方が明解になるかと思います。

(中村会長) ほかに何かございますか。特にないようであれば、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】横浜市介護サービス自己負担助成金等支給事務の委託について

(中村会長) 次に、案件4「横浜市介護サービス自己負担助成金等支給事務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

案件3と全く同じ受託者で、同じ理由で審議に諮られた案件ですね。案件3について委員から色々な意見がありました。議事録等で意見を確認してもらい、それを参考に個人情報を管理してもらえればと思います。

(吉田委員) 29ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託」の「廃棄方法」の「電子データ」について、説明で「受託者が廃棄」が追加されましたが、廃棄確認の方法を教えてください。

(所管課) 廃棄報告書の提出により確認します。

(加島委員) 同じページの「受託者の個人情報保護資格等」で、委託先はPマークとISMSにチェックが付いています。ISMSは通常のISO27001に加え、クラウドセキュリティサービスのISO27017は保有しているのでしょうか。

(所管課) 後ほど報告します。

(加島委員) ISO27017は必須条件ではありませんが、可能であれば、ISO27017の方がより高いクラウドのセキュリティレベルが認証されていることとなりますので、もし取得することができるのであれば、利点として書き加えてもらえればと思います。

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件4を承認するというこ

とでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

4 その他

(1) 「令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について

(中村会長) 次に、順番が前後しますが、先に「4 その他」の「(1)「令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について」、の報告を受けたいと思います。

まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、審議の途中ですが、先に報告をさせていただきたいと思います。

別冊の報告書をお手元に御用意ください。「令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」というものでございます。

横浜市個人情報の保護に関する条例では、第58条の2において、「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。

今回、令和3年度の実地調査報告書がまとまりましたので、第三者評価委員会加島委員長から御報告をいただきます。

例年どおりであれば、この審議会の場で加島委員長から中村会長へ報告書をお渡しいただくのですが、今回はWEB会議ですので、報告書は事前に皆さまへお送りさせていただきました。このあと、加島委員長から、報告書の概要について御説明いただきます。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、来年1月26日に、中村会長から、実施機関に対して市長宛てに、実際の対応は副市長となりますが、報告書を提出する予定です。提出後、記者発表(資料配付)を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、庁内にも周知を図る予定です。

では、加島委員長、お願いします。

(加島委員長) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(板垣委員) 特に19ページからの「3 まとめ」の(4)に、参考になることがたくさん書いてありますが、加島委員長が入れたのですか。

(加島委員長) そういうわけでもありません。私が委員長になる前にも、第三者評価委員会で提言を出したことがあり、そのときも事故件数が多く、かなり分析をして提言をまとめていました。

その後6、7年経ち、かえって当時より事故件数が増えていて、どのように対策すれば良いのかと委員も悩んでいます。私だけでなく、第三者評価委員会の委員から出た意見をまとめています。

(板垣委員) 一般的にも通用する、非常に感銘を受ける内容です。今後いろいろなところに広げてもらえればと思います。

(中村会長) 横浜市の個人情報保護条例で、個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるように、実施機関がその処理の内容を報告することになっています。こ

の審議会として意見を求めるものはありますか。

(加島委員長)「3 まとめ」に色々書いてありますが、具体的な改善案そのものは出ていません。「それぞれの職員で工夫してほしい」という書き方です。若手の職員を集めたり、責任職も加わって、どのようにすれば危機を打開できるか、意見をまとめて今後の取組を報告してもらえればと思います。

(中村会長) 特定のものとして、DVに関する統一的なマニュアルについて、私もやはり作るべきではないかと思っていました。そこは非常に重要だと思いますが、委員の先生方はどうですか。審議会としても、実施されるように強く意見を上げておいたほうが良いと考えます。

(加島委員長) 是非、皆さんの意見を聞きたいです。

(鈴木委員) DVに関しては本当にリスクのある情報になってきますので、統一的なルールがないこと自体、課題です。

ありとあらゆるところでDV被害者の個人情報が出てくるのでなかなか難しいという話もあったように記憶していますが、実際に事故につながったりもしています。最低ラインはどこか設けられるものがあるのではないかと考えています。

(中村会長) 特に時期尚早だという意見がなければ、DVに関してはできるだけすみやかに統一的なマニュアルを作成してもらおうよう、審議会の意見としたいと思います。

ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、報告書を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

毎年、第三者評価委員会の作業は非常に大変だと思います。今回は特に緊急事態宣言下で大変だったかと思いますが、詳細な調査と検討、そして報告書の作成をありがとうございました。

(加島委員長) 区役所の人々に本当に協力的に対応してもらいました。職場も大変な騒ぎの中できちんと対応してもらえたので深く感謝します。

2 審議事項

(5)【案件5】建築計画概要書等Web閲覧システムの構築及び運用について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件5「建築計画概要書等 Web 閲覧システムの構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 建築計画概要書は不動産の登記情報と同じで、これだけ個人情報保護が言われるようになった時代でも、周辺の人たちは建築物の安全性に非常に興味を持っています。どんなものが建つか、建築指導の情報が知られますし、

元々個人情報とはどうしても衝突しやすい話です。法令で「公開しなければならない」となっているので、個人情報保護とのバランスをはかりつつ公開しているのだと思います。

先ほどの御説明で個人情報の取扱い開始日についてお詫びがありましたが、このシステムはもう始めてしまっているのですか。

(所管課) 令和3年度4月に委託契約しており、システムの再構築を進めているところです。

(板垣委員) 窓口が非常に混雑したり、手続に時間がかかったりする問題については解消されたのですか。

(所管課) 今回のWeb化によってということでしょうか。

(板垣委員) 38ページの一番上「5取り扱う個人情報」の「(想定) 件数」には、当初の件数がすごく多かったのが非常に減る想定と書いてありますが、実際はどうなのでしょう。

(所管課) 現在、委託でシステムを構築している最中で、システムの稼働は今後の予定です。システム構築のためにも個人情報を取り扱うので、本来その前に審議に諮らなければいけなかったのですが、先に委託してしまいました。

(板垣委員) どのくらい減る予定なのでしょう。

(所管課) この資料では、現在、窓口に来ているのが年間延べ4万件で、その5パーセントぐらいの人がWebを閲覧するようになり、窓口には来なくなると想定して、2千人程度かとみています。

(板垣委員) 4万人だったのが3万8千人に減るといえることですか。

(所管課) はい。最初に2千人ぐらいに使ってもらえるのではと思います。

(板垣委員) 3万8千人に減るといっただけではあまり変わらない気がします。大口の利用者がパソコンを使うから大きく減るといっているのであれば、かなり効果が見込めるとは思います。

(所管課) この数字が正直どのくらいなのか、全く想定できていません。閲覧に来るのは事業者がほとんどなので、徐々に減っていくのではないかと考えています。

(板垣委員) 「これほど窓口に来る方が劇的に減って、必要性がある」ことをきちんと説明しないとなかなか納得は得られないと思います。

(所管課) はい。申し訳ありません。

(鈴木委員) そもそもこの建築計画概要書は永年で閲覧請求に応じるのですか。

(所管課) そうです。

(鈴木委員) 1回このシステムに入ると永久的に見られるのですね。分かりました。ありがとうございます。

(大谷委員) 建築基準法施行規則の第11条の3は「閲覧等」となっていて、見てもらえれば良いというものなので、登録者は建築計画概要書を閲覧するだけでダウンロードはできないと思いますが、今、構築しているものも保存は不可能でしょうか。

(所管課) 現状では、窓口で規則に基づいて閲覧しています。利用者の利便性のために、プリンターを設置し、1枚10円でプリントアウトしてもらっています。

Webでもダウンロードやプリントアウトは特段、制限していません。

(大谷委員) この概要書に記載されている個人情報は、まず建築主の氏名やフリガ

ナ、住所で、資料にも書いてありますね。

(所管課) そうです。

(大谷委員) 38ページ「5 取り扱う個人情報」の「対象者2」の「個人情報の種類(電子データ)」に書いてありますが、今までもコピーを渡してきたので、概要書に記載されている個人情報漏えいのリスクはなく、電子化によっても個人情報漏えいのリスクが拡大する懸念はないという整理でしょうか。あるいは、電子化されてよりアクセスしやすくなったことに伴い、個人情報についてよりコントロールを強めたり、濫用がないように喚起をすることを検討しているのでしょうか。

(所管課) 33ページ「3 審議に係る事務」の「【電子計算機処理の開始】【電子計算機の結合】」の「内容・対象者」の(1)下段のなお書きで、今回構築するシステムの利用に当たっては、そもそも建築物を特定する必要があるため、一度の操作で複数のもや過去1年間単位での一括閲覧をすることはできません。営利目的利用への対策を考慮したシステム仕様を作成する予定です。

また、横浜市の施行細則で、「概要書等に係る建築物又は工作物を特定しない者については、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる」とあります。ユーザーとシステム利用契約を結ぶうえでも、法の趣旨を明記し、逸脱した利用をする場合には利用を断る記載を入れます。印刷記録はログを残すので、誰がいつどの概要書を閲覧したか追跡できるようにしています。

(大谷委員) 同じ書類にアクセスした人が多数いても、どこから流出したか特定できるのですか。

(所管課) その概要書をどのユーザーが見たかは分かります。

(大谷委員) IPアドレスを取り扱うので、複数いても、システムを利用した時刻やユーザーIDなどで「この数名に絞られるだろう」と言えるので、かなり抑止力は働いているということですね。

(所管課) はい。

(大谷委員) 規約は、一度利用登録してしまうと目にすることが少なくなりますので、実際に使っているときに、ユーザビリティの範囲内で、適宜、注意喚起する仕組みも検討してもらえればと思います。

(中村会長) ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6)【案件6】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【健康増進事業に関する事務 全項目評価書】

(中村会長) 次に、案件6「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【健康増進事業に関する事務 全項目評価書】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見を
いただきたいと思います。

(板垣委員) 他自治体でも同じような動きが進んでいるのですか。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) 2年後に個人情報保護法制が一元化されるのに従い、国の個人情報保
護法で管理されるようになるのですか。

(事務局) マイナンバーに関係する事務なので番号法の領域だと思います。

(板垣委員) マイナンバーということで全部一元化して管理するのですね。

(所管課) はい。

(土井委員) 評価書の6ページの「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」の
「② 実現が期待されるメリット」で、他自治体の受診者数や検診結果等の
データを比較検証したり、こちらからも提供したりできるということでした
が、どのデータがやり取りされるのですか。また「検診結果等」はどの程度細
かい情報がやり取りされますか。

(所管課) かなり長期的な「こうあればいい」というものです。現状では、例え
ば、他都市との情報照会について、個人が前年度にこのがん検診を受診してい
たかという受診履歴の照会程度にとどまっていますが、将来的に本市データと
の比較検証ができれば、検証の規模としてメリットが上げられると思います。
しかし、現実的には、まだそこまではいっていません。

(土井委員) もし、デリケートなデータがやり取りされるのなら、もう少しメリッ
トが固まった後でこの部分だけ諮ることは不可能ですか。今、将来のことまで
包括して承認してしまうのは心配です。

(所管課) あくまで統計的なデータを他都市から収集できればいいと思ってお
り、デリケートな個人情報を収集して分析するところまでは想定していま
せん。

(土井委員) 市民が見て安心するように、「統計データ」というキーワードを入れて
おいてもいいかと思いました。

もう一つ、12ページの「6 特定個人情報の保管・消去」の真ん中辺り「②
保管期間」に「定められていない」とあり、「その妥当性」と、「③ 消去方法」
の「横浜市における措置」を読みましたが、今回のシステムは毎日、住民基本
台帳システムに問い合わせ、誰が有効で誰が削除対象かを自動的にチェックす
るようになっているのでしょうか。

(所管課) 1日に1回システムの更新作業をします。削除すべき情報は削除して
いきます。

(土井委員) 1日1回の問合せは、システム的にもそれほど負荷はなく、他都市で
も行っているのでしょうか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 分かりました。ありがとうございます。

(大谷委員) この特定個人情報保護評価書はよく作られていると思いますが、これ
までがん検診のシステムでは、個別の業務番号を使って個人を識別して案内し
たり、実施状況を確認していたそうですが、マイナンバーを使うに当たり、シ

システムの移行などで特にリスクとして捉えるべきところはないでしょうか。個人の取り違えなどの問題はないでしょうか。

(所管課) 横浜市では既に統合番号システムを使っており、安定稼働していますので、そのようなリスクについて全くないとは言いきれませんが、極めて少ないと認識しています。

(大谷委員) 了解いたしました。

(中村会長) 先ほど土井委員から、評価書の6ページの「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」の「② 実現が期待されるメリット」への意見がありました。これは附帯意見として付けますか。

(土井委員) 正直、悩んでいます。将来のことをさらっと書いてよいのか、委員の皆さんの意見に従いたいと思います。

(中村会長) 他の委員の皆さんはどうですか。ここでメリットとされていることがあまりにも包括的で心配なので、一定の限定をはめるべきではないかということだと思います。

(吉田委員) 同記載欄のメリットの2つ目の「他市町村での受診履歴も参照した受診勧奨」は行う予定でしょうか。1つ目のメリットは「企画・立案できるかも」という話ですが、2つ目の方は実際に行うのですか。

(所管課) もし可能であれば、他都市でがん検診を受診したかどうかも参考にしたいと思います。直接に受診勧奨するかは検討段階ですが、将来的に少し可能性があればこのようなことも期待できるかと思います。

(板垣委員) 横浜市に住んでいた人がよその都市に移った後もがん検診のデータを引き継げるメリットがあるということではありませんか。

(中村会長) むしろ、他の市町村に住んでいた人が横浜市に来たときに、従前のデータを参照して、横浜市民に勧奨できるかどうかだと思います。

(板垣委員) そうですね、私もそう思います。一生横浜市に住む人ばかりではありませんので、そのような人のことを考えてこのようなシステムにしているのではないですか。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) そのようなことをはっきり説明していただかないと、リスクの説明ばかりでは心配になってしまいます。

(吉田委員) 今のところは、情報は集めるけれど、「こう使えるかも」という予定だけで、具体的で明確な計画はないのですか。

(土井委員) 先ほど質問したときは、メリットとして記載されたようなことが本当にすぐできるのか、そこが気になりました。1つ目は他都市との情報交換になるので、メリットに見合うのかが見えにくかったので質問しました。

(吉田委員) 2つを見比べたときに、どのぐらいの人数がいるかも関係するかもしれませんが、受診勧奨の方はしようと思えば情報を収集して勧奨できるのかなと思いました。ですが、情報は集めるけれど、「どう使うか」と言われたときに、今のところ明確な計画等がないのはやはり問題かと思います。

(所管課) 「メリット」というと、具体的に記載するのはなかなか難しく、「将来的にこうなれば」という表現になってしまいます。市民が自分の情報を見られることが直接的なメリットではありますが、あえて横浜市側のメリットとして、実現を期待するものを記載しましたので、分かりにくくなってしまいました。

た。

(板垣委員) 分かりにくいというよりも、誤解を生じさせているのが良くありません。まるで横浜市が市民のがん検診の情報をほかの都市からも集めて統計にして、悪いことに使おうとしているのではないかというような誤解を生じさせるのが良くないと思います。住民基本台帳ネットワークと同じで、市民が市外から転入したり、横浜市から転出するときに、これまでの情報を引き継ぐことを強調した書き方にしないと、誤解が生じるのは仕方ないことではないでしょうか。

(中村会長) 横浜市の側のメリットというよりは、市民目線に立ってのメリットという形に変えることは難しいですか。

(所管課) そのようにします。

(中村会長) では、今の点を附帯意見としたうえで案件6を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

受付番号通知サービス

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜市中央卸売市場本場水産物部買出人駐車場車両入場証発行事務

イ 横浜市中小企業融資制度事業

ウ 「ワクチンplusキャンペーン」サイト運営業務委託

エ 道路審議票等に係る建築基礎情報共有システム搭載業務委託

(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

道路審議票等に係る建築基礎情報共有システム搭載業務委託

(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

口座振替勧奨事業

(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (5件)

(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (1件)

(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (2件)

(8) 令和3年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

(1) 「令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について

(2) 個人情報漏えい事案の報告 (令和3年10月23日～令和3年11月19日)

(3) その他

	<p>(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) <資料に基づき説明> 配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。 40 ページ以降「個人情報漏えい事故報告」で、網掛けの部分も含めて、やはり区のこども家庭支援課の事故が目につきます。7月に第三者評価委員会が実地調査を行った区で同じようなことが起こっているわけではないと思いますが、今後も注目していきたいと思います。 このほか御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。 次回の日程でございますが、令和4年1月26日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。 後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。 事務局からは以上でございます。 本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第195回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第195回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は令和4年1月26日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年1月26日第196回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規